

2023 7 暮らしの情報

お知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) について

●支給対象者

以下のいずれかに該当する方 (ひとり親世帯分以外の給付金を受け取った方を除く)

- ①令和 5 年 3 月分の児童扶養手当が支給された方、令和 5 年 4 月分の新規児童扶養手当が支給された方
- ②公的年金などを受給しており、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

●支給額

児童 1 人当たり一律 5 万円

●申請期限

- 令和 6 年 2 月 29 日 (木)
- ・①に該当する方は申請不要です。令和 5 年 6 月に既に支給しております。
- ・②、③に該当する方は申請が必要です。

問 市役所児童課 (内線 155)

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) について

●支給対象者

①、②の両方に当てはまる方 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ①令和 5 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童 (障がい児の場合、20 歳未満) を養育

する父母など (※令和 6 年 2 月までに生まれた新生児なども対象になります。)

- ②令和 5 年 1 月 1 日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●支給額

児童 1 人当たり一律 5 万円

●申請期限

- 令和 6 年 2 月 29 日 (木)
- 令和 4 年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象であった方は申請不要です。
- 上記以外の方は申請が必要です。

問 市役所児童課 (内線 155)

戦没者などの妻の方に新たに特別給付金が支給されます

●対象者

令和 5 年 4 月 1 日の時点で、恩給法による公務扶助料などや戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受給する権利をお持ちの戦没者などの妻の方

※ただし、以上に該当する方のうち、

- ・現在支給 (償還) を受けている戦没者等の妻に対する特別給付金 (記名国債) の最終償還を令和 6 年以降に迎える方
- ・現在、戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (第二十九回特別給付金) の支給 (償還) を受けている方

については、現在支給 (償還) を受けている特別給付金 (記

名国債) の償還が終わる時期に請求開始となるため、今回の請求の対象外です。

●請求期間

4 月 1 日 (土) ~ 令和 8 年 3 月 31 日 (火)

●支給内容

国債名称: 第三十回特別給付金国庫債券 い号

額面: 110 万円 (5 年償還)

償還期間: 令和 6 年~令和 10 年

●請求方法

- ・市役所福祉課窓口
- ・郵送

問 市役所福祉課 (内線 164・165)
愛知県地域福祉課恩給援護グループ ☎(052) 954-6264

介護保険負担限度額認定証の更新

●内容

介護保険負担限度額認定とは、要介護 (要支援) 認定を受けている方で所得の低い方が介護保険施設への入所または短期入所された際にかかる食費・居住費を軽減する制度になります。

介護保険負担限度額認定証は毎年 7 月 31 日が有効期限となり、8 月以降も認定を希望される方は更新の手続が必要です。

※8 月 1 日以降に施設サービスや短期入所の予定がない方または適用要件が明らかに該当しない方は申請の必要はありません。

●適用要件

- ・本人および世帯全員が住民税非課税であること (別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税)
- ・預貯金などが一定額以下 (詳しくは市役所介護高齢課にお問い合わせください。)

申・問 市役所介護高齢課 (内線 172・173)

ID 1003922

「特設教育相談室」(仮称) を開設

●と き (予定)

午前 10 時~午後 4 時

- ①夏休み (8 月 25 日 (金)、29 日 (火)、30 日 (水)、31 日 (木))
- ②9 月~12 月 第 2・4 土曜日

●ところ

- ①TKE スポーツセンター 会議室
- ②適応指導教室アクティブ

●対象者

市内の小学生・中学生・高校生とその保護者

●内容

公認心理師・臨床心理士が、小学生・中学生・高校生の皆さんの悩み、保護者の方の育児やお子さんの発達などに関するご相談を受け付けます。詳細については、7 月に配布する案内または市ホームページをご確認ください。

問 市役所学校教育課 (内線 403)

寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施

●対象者

- ・おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ・要介護 3~5 (介護保険法) の認定を受けた高齢者の方
- ・身体障がい者 1・2 級の方

●実施時期

8 月、12 月 (予定)

●自己負担分の費用

世帯の前年度分の市民税に応じて、0 円~300 円

●手続の方法

市役所介護高齢課および十四山支所に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※実施日などは申請された方へ後日連絡します。

●申込期限 7 月 21 日 (金)

申・問 市役所介護高齢課 (内線 175)
十四山支所

不用品回収業者にご注意ください

近頃、不用品回収チラシのポスティングや、市の委託業者と偽り無料で不用品回収を行うという電話が発生しています。古物商許可や廃棄物収集運搬許可を取らずに無許可で営業している業者もあり、無料とうたいながら高額な料金を請求されたり、収集したものを不法投棄するなど、犯罪やトラブルにつながる可能性があります。

このような場合は、収集依頼をせず、市役所環境課までご連絡ください。

問 市役所環境課 (内線 232・233)
ID 1000422

「がんサポートほっとライン」のご案内

●と き

- 毎週火・木曜日と土曜日 (月 2 回) 午前 10 時~正午 (受付: 午前 11 時 30 分まで)
- 午後 1 時~4 時 (受付: 午後 3 時 30 分まで)

●内容

県では、がんのピアサポーターによる、がん患者さんとそのご家族を対象とした電話相談を行っています。

ほっとライン ☎(052) 684-8686

●こんなときにご利用ください

- ・がんの不安や悩みを聞いてほしい
- ・地域の医療機関の情報を得たい
- ・がんの患者会に出たい
- ・同じがんの体験者と話したい など

※ご予約をお勧めします。詳細日程のご確認、ご予約は NPO 法人ミーネット事務局まで。

申・問 事務局 ☎(052) 252-7277
受付: 火~土曜日 午前 9 時 30 分~午後 5 時

使用済みインクカートリッジの回収

●内容

資源の有効活用を目的として、メーカーを問わず回収します。回収したカートリッジは、選別、洗浄、インクの充填を行い、リサイクルカートリッジとして再利用されます。また、再利用ができないカートリッジは、プラスチックチップに加工して再資源化します。

●回収用段ボールボックスの設置場所

- ・市役所本庁舎南入口
- ・十四山支所窓口前

●注意事項

インク漏れの恐れのある場合は、ビニール袋に入れてください。

問 市役所環境課 (内線 232・233)
ID 1005215

TKE スポーツセンター トレーニング講習会 7 月の予定

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会 (器具説明など・要予約) を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

●トレーニング室利用料

大人 300 円・中学生 150 円

●と き

- ① 10:00~ ② 14:30~ ③ 18:30~

日 程	1 回 目	2 回 目
1 日 (土)	②	③
2 日 (日)	①	②
6 日 (木)	②	③
8 日 (土)	②	③
9 日 (日)	①	②
14 日 (金)	②	③
15 日 (土)	②	③
16 日 (日)	①	②
19 日 (水)	②	③
22 日 (土)	②	③
23 日 (日)	①	②
25 日 (火)	②	③
29 日 (土)	②	③
30 日 (日)	①	②

※予定は変更になる場合があります。